

美郷町の行政区の姿が変わります。

町ではこれまで、『美郷町としての望ましい行政区の姿』を検討してきました。これは、地区(旧3町村)ごとに行政区の役割や数に違いがあり、また、役割の違いに伴い報酬や補助金の内容なども違う状況にあるからです。

これまでの検討をもとに取りまとめをした行政区の基本的な方針について12月20、21の両日、町内3地区ごとに行政協力員説明会を開催しましたので、その内容をお知らせします。

表1

行政協力員の役割の違い

六郷地区

- 町民への行政連絡並びに処理に関すること
- 清掃美化に関すること
- ◎街灯の維持管理に関すること
- 火災予防並びに交通安全に関すること
- 各種調査報告に関すること
- その他

千畑地区

- 住民に対する周知事項の伝達及び連絡に関すること
- 清掃美化に関すること
- ◎担当行政区域内住民の町政に関する要望の取次ぎに関すること
- ◎道路愛護会・河川愛護会に関すること
- 住民異動の把握に関すること
- 市町村交通災害共済に関すること
- その他

仙南地区

- * 具体の規定はありませんが
- 住民に対する周知事項の伝達及び連絡に関すること
- 清掃美化に関すること
- ◎防犯灯の維持管理に関すること

おおむね六郷地区に同じ

- 共通する役割
- ◎特徴的な役割

表2

行政区の数の違い

地区名	六郷地区	千畑地区	仙南地区
行政区の数	42行政区	29行政区	72行政区
最少世帯数～最大世帯数	10世帯～177世帯	40世帯～150世帯	6世帯～116世帯

○行政区の現状
…どのよう違うのか…

まずは、地区ごとの違いを十分に認識していただく必要があります。行政協力員の役割と行政区の数の違いを比較したものが表1及び表2となります。役割については、共通する役割もありませんが独自の特徴的な役割があること、また、数については、仙南地区

の多さがお分かりいただけます。

○調整にあたって
…町が考える行政区…

町では、新たなまちづくりの指針として『美郷町総合計画』を作成しており、この計画の中では「行政も住民もまちづくりの主人公として、町ができること、地域ができること、自分がで

きることをそれぞれの立場で展開することの必要性」をうたっています。

このように、住民と町が共通の課題解決や目的達成のために協力しながら役割を果たすことや、住民と町が連携して町の施策に広く住民が参加することを一般的に「協働」という言葉で表現します。この協働のパートナーとしての役割を担う一定地域のすべての住民(世帯)が加入する組織を「行政区」と考えることにします。

○その他の地域活動との関係

納税貯蓄組合や河川愛護会などの特定の目的を持った組織については、地区によって行政区の活動と一体となっていることがあります。

しかし、これらを行政区の役割として統一することは、それぞれの組織形態や趣旨が違うことから、行政区とは切り離し、別の組織として取り扱うことにします。

○具体的な行政区(行政協力員等)の役割

行政区には、行政協力員のほか廃棄物減量等推進員や健康づくり推進員といった特定の分野の職務をお願いしている方々があります。こうした方々の役割も含めた行政区の具体的な役割をとりまとめたものが表3になります。

表3

地域

行政区

行政協力員

- 広報紙・チラシなどの配布や回覧
- 地域内世帯の状況報告
 - ・ 世帯数 の増減の把握
 - ・ 高齢者 や障害者世帯の状況
 - ・ 空き家の状況 など
- 地域内公共設備の状況(破損等)報告
 - ・ 交通安全施設
 - ・ 道路 や水路
 - ・ 街路灯 や防犯灯(*1) など
- 地域内要望のとりつき
(とりまめは地域の実情による)
- アンケート調査の配布と回収
- 公共施設の管理
 - ・ 農村公園 や児童遊園地(*2)
 - ・ 地域 コミュニティセンター
 - ・ 流雪溝 や融雪溝 など

廃棄物等減量推進員

- 適切なごみ排出の指導
- 不法投棄等の町への連絡
- ゴミ集積所の適正な管理
- 地域内の清掃
 - ・ 道路清掃
 - ・ 地区集会施設などの清掃
 - ・ 公共設備の清掃 など

健康づくり推進員

- 結核予防に関する研修会への参加
- 健診の申込調べの配布と回収
- 食生活改善の学習会への参加
- 伝達講習会の開催
- 社会福祉事業への協力 など

その他行政区に期待する活動

- 伝統行事 の実施(ドンド焼き、かまくら、梵天 など)
- 交流行事 の実施(夏祭り、いものこ会 など)
- スポーツ大会・レクリエーション大会の開催
- 各種団体活動 (子ども会、青年会、婦人会 など)
- 集会施設の整備
- 地域内の清掃(再掲)
- 地域内の課題の解決 など

- * 1 : 街路灯・防犯灯について
街路灯・防犯灯の電気料金は原則として町で負担する予定です。
(ただし、六郷地区の商店街などの町内会で有するものについては、別途補助金扱いです。)
- * 2 : 農村公園・児童遊園地について
小・中規模の公園等については、原則として行政区(又はその連合体)に管理を委託します。

納税貯蓄組合

組合長

仙南地区においては、納税貯蓄組合は行政区単位となっており、納税貯蓄組合補助金は行政区の活動資金となっている場合があります。しかし、他の地区は行政区とは違う枠組み(六郷地区は任意)となっていることから行政区とは切り離し、別の組織として取り扱います。

河川愛護会

会長

千畑地区では千畑地区河川愛護会という組織の中に行政区単位の分会が組織されていますが、仙南地区は河川ごとに愛護会が組織されています。このため、行政区固有の業務として統一することが難しいことから別の組織として取り扱います。

転作推進組織

転作推進員

対象者が全町民ではなく、現在の枠組みも行政区とは異なることから、行政区とは切り離れた別の組織として取り扱います。

その他の組織

- ・ 課題解決に向けた自発的な住民団体 など

表4

行政区に対する公費支出の体系(案)

付加部分	【行政区の活動内容に応じて支援します】	町では、行政区に対する公費支出として ① 町からの要請等による行政区の役割を円滑に実施いただくための交付金(基礎部分) ② 地域の活動状況に応じた補助金や再編(統合)に対する補助金(付加部分) の二本立ての公費支出を検討しております。 また、行政協力員報酬等や納税貯蓄組合補助金・河川愛護会補助金については、支出の方法を統一する予定です。
	地域活動拠点整備事業費補助金 【ハード事業】 ・集会施設等の整備 活力ある地域づくり事業費補助金 【ソフト事業】 ・特色ある地域活動の推進	
基礎部分	【すべての行政区を支援します】	【再編(統合)行政区を支援します】 行政区再編準備費補助金 住みよい地域づくり交付金 行政区の基本的な活動の支援
	行政協力員報酬・廃棄物減量等推進員報酬・健康づくり推進員報酬	
行政区		激変緩和措置を講じながら 5年間で納付割を無くします。 納税貯蓄組合補助金 河川愛護会補助金 納税貯蓄組合 河川愛護会

○ 行政区に対する公費支出の体系(案)

町では、行政区の役割の調整と併せて行政区に対する補助金や行政協力員報酬などについても調整を図ります。具体的な額や補助対象となる事業については現在お示しできる段階ではありませんが、その基本的な体系(案)は表4のとおりとなります。

○ 行政区の統合再編

これまでは、行政区の役割や行政区に対する公費支出について説明してきました。これらについては、今年4月から統一した考え方で運用を始めたかと考えています。

そのうえで、少子高齢化の状況や行政効率の向上等を考慮した行政区の統合再編という最終段階を目指します。

まずは「自分たちの行政区はこのままでいいのか?」を、将来を見据えながら地域の皆さんで十分に話しあっていたらいいと考えています。

また、然るべき時期には、町としての具体的な行政区の統合再編(案)を提示し、地域の皆さんと意見交換しながら平成十九年度中に統合再編を実施したいと考えています。